

令和元年 10 月 1 日

会員各位

一般社団法人
特定ラジオマイク運用調整機構

電波利用料の改定について

皆様が納めて頂いている電波利用料は、総務省が 3 年以内をめぐりに見直しを行ってあります。令和元年はその年にあたり、特定ラジオマイクに関する電波利用料も下表のとおり改定されました。

これらは令和元年 10 月 1 日から施行されています。

※電波利用料の応当日が「10 月1日」以降の免許について、新しい利用料の対象となります(=無線局免許状の「免許の年月日」が、10 月 1 日以降のもの)。

※電波利用料を前納している場合、差額について還付または追徴となります。

周波数帯	現行の利用料	改訂後の利用料
T V W S 帯 (470~710MHz)	600円	400円
特定ラジオマイク専用帯 (710~714MHz)	600円	400円
T V W S 帯 + 特定ラジオマイク専用帯 (470~714MHz)	800円	900円
1.2GHz帯 (1240~1252MHz, 1253~1260MHz)	800円	900円

※1局あたりの料額です